

# 令和5年第3回北海道議会定例会に提案する条例案(4件)

## <一部改正条例>

### 1 北海道総合政策部手数料条例の一部を改正する条例案

(総合政策部総務課 (23-102))

#### ○改正内容

道民の利便性の向上と行政事務の効率化に資するよう、証紙により納付することとしている一般旅券の発給等の事務に係る手数料についてクレジットカードを用いた電子的な方法により納付することができることとする。

(施行期日 公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日)

### 2 旅館業法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例案

(保健福祉部健康安全局食品衛生課 (25-902))

#### ○改正内容

旅館業法の改正に鑑み、旅館業の譲渡による営業者の地位の承継の承認の事務に係る手数料について定めることとし、併せて規定の整備を行う。

#### 【新設する手数料】

手数料の名称	金額
譲渡による旅館業承継承認申請手数料	8,700円

(施行期日 公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日)

### 3 北海道地方競馬実施条例の一部を改正する条例案

(農政部競馬事業室 (27-138))

#### ○改正内容

競馬法の改正に鑑み道営競馬の円滑な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、指定交流競走における日本中央競馬会の出走馬等の申込手数料を徴収しないこととし、併せて規定の整備を行う。

(施行期日 一部を除き、令和5年11月1日)

### 4 北海道公共下水道の構造の技術上の基準等を定める条例の一部を改正する条例案

(建設部まちづくり局都市環境課 (29-604))

#### ○改正内容

公共下水道の使用料の額を改定する。

#### 【石狩湾新港地域公共下水道の使用料の額の改定】

従量料金：(現行) 192円50銭/m<sup>3</sup> → (改正後) 220円/m<sup>3</sup>

※ 基本料金：汚水の排出量にかかわらず一律の額 (4,950円。改定しない)。

従量料金：汚水の排出量が30m<sup>3</sup>を超える部分について、1m<sup>3</sup>ごとに計算した額を基本料金に加算

(施行期日 公布の日)